平成３０年（フ）第６５号
沖縄県うるま市字高江洲1041番地　稲福アパート205
債務者　国吉　　功
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
　　那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第８４６号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目17番１号
債務者　湯浅美希子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８６３号
神奈川県茅ヶ崎市本村１丁目８番19号　伊藤ハウス101
債務者　岩里みち子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３１号
神奈川県藤沢市亀井野3317番地の４　ケントハウス101
債務者　中澤久美子（旧姓蟹本）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３３号
神奈川県藤沢市亀井野3317番地の４　ケントハウス101
債務者　中澤　　翼
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２１号
東京都調布市下石原３丁目69番地５ジュノウ102
債務者　鈴木　有紗
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前11時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４９０号
東京都小平市花小金井１丁目８番２―808号
債務者　秋岡　忠司
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後２時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８９号
東京都小金井市貫井北町５丁目29番14号グリーンハイツ101
債務者　今西　優元
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１１号
栃木県日光市今市1659番地（１―101）
債務者　橋本ハツヱ
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４５号
栃木県那須塩原市黒磯32番地25　あづさハイツパート２―406号、前住所栃木県那須塩原市東原４番地773
債務者　瀧口　　努
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５０号
栃木県那須烏山市小塙263番地１
債務者　齋藤　進治
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７３号
栃木県宇都宮市平松本町363番地12
債務者　渡辺　　泉
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１２号
東京都立川市砂川町８丁目64番地の７エイト砂川103号
債務者　齋藤　徳之
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５７３号
東京都武蔵野市御殿山２丁目21番15号コスモスハイツ205
債務者　冨加須晶子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午前11時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６７７号
横浜市南区宿町２丁目45番地　蒔田レジデンス405
債務者　小川　淳子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９１号
東京都町田市南大谷1426番地156南大谷荘202
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部